

## 道路整備の財源確保を求める意見書

急速に進行する人口の減少や少子高齢化により、経験したことのない大きな課題に直面している中で、地域資源を活用したまちのにぎわいや交流人口拡大の流れをつくり、地域で生活する人と来訪者の双方ともに魅力的な地方創生を成し遂げていかなければならない。さらに、離島であり広大な面積を有する本市においては、自家用車やバス等の公共交通による移動が生活の手段であり、道路整備は他地域に比べても必要不可欠である。

また、昨今の異常気象により災害が頻発する中、人口の減少が進む地域の防災力や救急・救命体制を向上させるためにも道路整備を一層促進していくことが重要である。

このような状況下において、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」により本市では補助率等が55%から60%以上に嵩上げされているが、今年度までの時限措置であり、この状況下で補助率が低減すれば財政運営を大いに圧迫し、道路整備促進の足かせになりかねない。

よって、国においては、道路整備予算の総枠を長期的・安定的に確保し、迅速かつ着実な道路整備の実現に向けた促進を図るとともに、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の継続を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月21日

新潟県佐渡市議会議長 岩崎隆寿